

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

[現状]

神戸薬科大学（以下「本学」という）は、1930（昭和5）年に設立された神戸女子薬学校をその母体とし、1932（昭和7）年に神戸女子薬学専門学校として創立された。昭和初期には、女子に門戸を開いている高等教育機関はごく限られていた。こうした社会的背景を鑑みて、「科学的な素養を身につけ、社会に貢献できる女子を育成すること、さらに、薬剤師資格を得ることによって女子の社会的な自立を促すことを目的とすること」を「創学の精神」とした。第二次世界大戦後の学制改革に伴い、1949（昭和24）年に神戸女子薬科大学となったが、戦後の女子の社会的進出は目覚ましく、女子のみを対象とする高等教育機関はむしろ少数派となる事態に至った。そこで、1994（平成6）年4月より男女共学制を導入し、大学名も神戸薬科大学と変更した。これを契機に、次に示す「大学の理念」を新たに制定した（添付資料：1.『神戸薬科大学 CAMPUS GUIDE 2015』p.6、添付資料：2.『神戸薬科大学学生の手引 2015』巻頭頁、添付資料：5.『神戸薬科大学シラバス 2015』巻頭頁、添付資料：8.『2015 神戸薬科大学大学要覧』p.1）。

「社会に大きく開かれた大学であることを意識し、創立以来の伝統である教育と研究の両立を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師、並びに教育・研究者を養成すること、さらに地域の医療と環境問題に目を向けて健康の維持・増進にも貢献できる拠点となること。」【観点1-1-1】

2004（平成16）年5月14日に、学校教育法第55条第2項が一部改正されたことを受けて、2006（平成18）年4月1日、6年制薬学教育が始まった。この改正の意図するところは、本学の「創学の精神」、「大学の理念」とも合致するものであり、本学薬学部は、従来の薬学科と衛生薬学科の2学科から6年制教育課程の薬学部薬

学科の1学科に移行した。その際、「大学の理念」を基盤として次の4項目からなる「教育目標」を設定した。【観点1-1-1】

- ①社会に貢献できる高度な薬学の知識と技能の修得
- ②医療人としての使命感と倫理観の修得
- ③科学的思考力及び問題の主体的解決能力の修得
- ④これからの医療と環境を正しく理解し、健康の増進に貢献できる知識の修得

これらの「大学の理念」及び「教育目標」に基づき、「神戸薬科大学学則」第1条には、「本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高い教養と専門的能力を培うことによって、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育・研究者を育成すること、さらに、医療と薬事衛生の向上に貢献することを目的とする」として教育研究上の目的について定めている（添付資料：9.「神戸薬科大学学則」第1条）。この目的は、2014（平成26）年に改正された「薬剤師法」第25条の2に定める患者に対して「必要な薬学的知見に基づく指導」ができる人材育成のための、また、今後整備される「健康サポート薬局」を支えていく人材育成にも十分通じるものであると同時に、そのことは、改訂したディプロマ・ポリシーにも明記されているところである。ただし、「教育目標」には医療人としての活動に必要なコミュニケーション能力の修得についての記載がない状況にある。【観点1-1-2】

教職員及び学生への周知に関しては『神戸薬科大学シラバス2015』及び『神戸薬科大学学生の手引2015』に上記の「大学の理念」と「教育目標」を記載してその方針を公表すると同時に、『神戸薬科大学CAMPUS GUIDE 2015』及び神戸薬科大学大学ホームページ（<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/idea.html>）にも掲載し、広く社会に向けて公表している（添付資料：1.『神戸薬科大学CAMPUS GUIDE 2015』p.6、添付資料：2.『神戸薬科大学学生の手引2015』巻頭頁、添付資料：5.『神戸薬科大学シラバス2015』巻頭頁、添付資料：10.神戸薬科大学ホームページ（<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/idea.html>）大学の理念、教育目標）。さらに、大学構内の特に学生の目に留まりやすい2か所に、これら「大学の理念」及び「教育目標」を明示したパネルを掲げ、全学生に対する周知を図っている。【観点1-1-3】、【観点1-1-4】

なお、「教育研究上の目的」の適切性については、これまで定期的な検証が行われていないため、2016（平成28）～2020（平成32）年度の中期計画において改めて「大学の理念、教育目標の適切性の検証」の項目を設け、教育研究上の目的の具体的な内容及びその定期的な検証計画を策定した上で、自己点検・評価委員会を中心にして全学的に定期的な検証を実行していく予定である（添付資料：11.「学校法人神戸薬科大学中期計画書（2016～2020年度）」p.6）。【観点1-1-5】

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価]

●優れた点

- ・「教育研究上の目的」が、「大学の理念」、「教育目標」に基づいて設定されている。
- ・「教育研究上の目的」のうち、教育については、薬剤師に求められる役割が変化している中で、2014（平成 26）年に改正された「薬剤師法」第 25 条の 2 が定める患者に対する「必要な薬学的知見に基づく指導」ができる人材、また、薬局が「健康サポート薬局」としての役割を果たしうる人材を育成することにも適合している。
- ・「教育研究上の目的」は、「神戸薬科大学学則」に規定され、教職員及び学生に対する周知もなされ、ホームページを介して社会にも公表されている。

●改善を要する点

- ・「教育研究上の目的」が、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていない。教育目標に関しては、患者、住民との面談・指導や「多職種連携協働」などで医療人に必要とされるコミュニケーション能力についての記述がない。
- ・「教育研究上の目的」について、これまで定期的な検証が行われていない。

[改善計画]

- ・教育に関しては、コミュニケーション能力の修得及び地域医療における薬剤師の役割の理解に関する項目を設け、「教育目標」及び「神戸薬科大学学則」に記載する。
- ・研究については、神戸薬科大学の研究はどうあるべきか目標を定め、実行していく必要がある。そのため、中期計画（添付資料：11.「学校法人神戸薬科大学中期計画書（2016～2020 年度）」p. 3）に記載しているように、「研究のあり方について検討する組織」を早急に立ち上げ、本学の目指す研究上の目的について、「神戸薬科大学学則」により明確に定める。
- ・「自己点検・評価委員会規程」（添付資料：12.「神戸薬科大学自己点検・評価委員会規程」）を改正し、「大学の理念」、「教育目標」、「教育研究上の目的」について定期的に検証することを明示し、外部委員の意見も聴取しながら検証を行い、学長に改正の提言を行うシステムを構築する。